

# 鹿児島県 工事成績評定要領 考查項目別運用表

評定者順(全工種)

2024年4月改定(上段:新規定 下段:運用)

監督員	1 施工体制	I 施工体制一般	・	1
監督員	1 施工体制	II 配置技術者	・	2
監督員	2 施工状況	I 施工管理	・	3
監督員	2 施工状況	II 工程管理	・	4
監督員	2 施工状況	III 安全対策	・	5
監督員	2 施工状況	IV 対外関係	・	6
監督員	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	土木一般	7
監督員	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	機械設備工事	8
監督員	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	電気設備工事, 通信設備工事, 受変電設備工事	9
監督員	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	建築工事	10
監督員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	土木一般	11
監督員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	機械設備工事	12
監督員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	電気設備工事, 通信設備工事, 受変電設備工事	14
監督員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	維持・修繕工事	15
監督員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	港湾浚渫工事	16
監督員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	建築工事	17
監督員	5 創意工夫	創意工夫	・	18
総括監督員	2 施工状況	II 工程管理	・	20
総括監督員	2 施工状況	III 安全対策	・	21
総括監督員	4 工事特性	施工条件等	・	22
総括監督員	6 社会性等	地域への貢献等	・	26
総括監督員	7 法令遵守等	法令遵守等	・	27
検査員	2 施工状況	I 施工管理	・	29
検査員	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	土木一般	30
検査員	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	機械設備工事	31
検査員	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	電気設備工事, 通信設備工事, 受変電設備工事	32
検査員	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	建築工事	33
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	コンクリート構造物工事	34
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	土工事(切土, 盛土, 築堤等工事)	36
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	護岸・根固・水制工事(港湾工事以外)	37
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	鋼橋工事(RC床版工事はコンクリート構造物)	38
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	砂防構造物工事及び地すべり防止工事(集水井)	40
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	舗装工事	42
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	法面工事	44
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	基礎工事及び地盤改良工事	46
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	海岸工事	48
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	コンクリート橋上部工事(PC及びRCを対象)	49

監督員	2 施工状況	II 工程管理
1		
	●評価対象項目 加減点＝4点×該当項目数÷全項目8	73 ○
1	工程管理について是正を要求すべき事項がなかった。 監督員が是正を要求しなければならない程の重大なミスがなければ加点する。	74 ○
2	当初工程表が現場条件を反映したものとなっており、クリティカルパスを把握することができた。	75 ○
3	変更工程表が適時に更新されていた。	76 ○
4	現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。	77 ○
5	受注者に直接の原因のない理由により、工程が遅れる制約が生じた場合において、遅延を回避するために工程の変更を行った。 遅延を回避する取り組みを行った場合は加点する。結果は問わない。「受注者に直接の原因がない」とは発注者に原因があるケースと受発注者双方に原因がないケースである。以下同じ。	78 ○
6	発注者からの要請に基づいて工程の短縮を行った。 契約約款に基づいて発注者から工期短縮の要請があった場合は加点する。	79 ○
7	受注者に直接の原因のある工期の遅れがなかった。 受注者に直接の原因がない場合（つまり発注者に原因がある場合と双方に原因がない場合）は、遅れが生じても加点する。逆に受注者に原因がある場合は加点しない。	80 ○
8	現場閉所による週休2日（4週8休以上）を確保している。 月単位の現場閉所率が28.5%以上であることが、休日取得計画表が提出され、確認できる。「週休2日」試行工事でなくてもよい。	81 ○
9	●評価対象項目d 加減点＝-5点	88 ○
10	工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	89 ○
11	●評価対象項目e 加減点＝-10点	90 ○
12	工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	91 ○

監督員	5創意工夫	創意工夫	
1			
<p>●評価対象項目 加減点は1項目あたり1点で、7点が上限。</p>			1727 ○
1	<p>施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。</p>		1728 ○
2	<p>設計図書で指定されていないコンクリート二次製品等を利用して、工事目的物の品質の向上に効果があった。</p>		1729 ○
3	<p>土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。</p>		1730 ○
4	<p>部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。</p>		1731 ○
5	<p>設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。</p>		1732 ○
6	<p>給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。</p>		1733 ○
7	<p>照明などの視界の確保に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。</p>		1734 ○
8	<p>仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。</p>		1735 ○
9	<p>運搬車両、施工機械等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。</p>		1736 ○
10	<p>支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。 セパレーターのかぶりを確保するために、いわゆる「ロングPコン」などを使用した場合は該当する(2019/3/18追加)。</p>		1737 ○
11	<p>盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。</p>		1738 ○
12	<p>施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。</p>		1739 ○
13	<p>出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。</p>		1740 ○
14	<p>施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。</p>		1741 ○
15	<p>ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れたことにより、工事目的物の品質の向上に効果があった。 情報化施工の試行要領(土木部,農政部)で規定する全ての施工プロセスにおいてICTを活用した工事を評価</p>		1742 ○
16	<p>自主的に、特殊な工法や材料を用いて、工事目的物の品質の向上に効果があった。 景観に配慮すべき部分に自然石を使用した場合は該当する。</p>		1744 ○
17	<p>自主的に、優れた技術力又は能力として評価する技術を用いて、工事目的物の品質の向上に効果があった。</p>		1745 ○
18	<p>NETISの「有用な新技術」に登録された技術を活用したことにより、工事目的物の品質の向上に効果があった。</p>		1747 ○
19	<p>土工、設備、電気の品質向上に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。</p>		1753 ○

考査項目別運用表	考査項目順（上段:新規定 下段:運用）	連番 改定
20	コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1754 ○
21	鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1755 ○
22	配筋、溶接作業等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1756 ○
23	安全衛生教育に関する工夫を行った。	1758 ○
24	安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）	1760 ○
25	現在の法令の基準を上回る安全対策を実施した。（法律で義務化される前に取り入れた安全対策や任意の安全対策ほか） 法律で義務化される前の取組みを評価する。	1761 ○
26	現場事務所等の働く環境を快適にする工夫を行った。	1762 ○
27	熱中症防止のために、こまめに休憩時間を設定し、高温時には作業を中断した。	1763 ○
28	一般通行車両や歩行者等との交通事故の防止に関する工夫を行った。	1764 ○
29	熱中症防止のために効果のある装置を設置し、又は機材を作業員に支給した。 本県特有の作業環境に配慮して、労働災害防止の観点から評価する。ミスト発生機、スポットクーラー、クールジャケットほか。	1765 ○
30	環境汚染の防止に関する工夫を行った。	1766 ○
31	海上事故の防止に関する工夫を行った。	1767 ○
32	現場閉所による週休2日（4週8休以上）を達成した。 月単位の現場閉所率が28.5%以上であることが休日取得計画表が提出され、確認できる。「週休2日」試行工事でなくてもよい。	1768 ○
33	ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工、遠隔臨場、情報共有システムに取り組んだ。 ①情報化施工の試行要領(土木部、農政部)による簡易型以上を実施した。②遠隔臨場施工要領による段階確認を複数回実施した。③情報共有システム活用要領に基づくシステムを利用した。以上の3項目中2項目を達成した工事を評価	1769 ●
34	建設キャリアアップシステムを活用した。 建設キャリアアップシステム活用工事試行要領に基づく試行工事であり、基準を達成した工事を評価	1770 ●

総括監督員	2 施工状況	II 工程管理
-------	--------	---------

1

	●評価対象項目 加減点=2点×該当項目数÷全項目7	102 ○
1	行政機関以外の第三者と工程調整が必要となった場合に、遅れを発生させることなく工事を完成させた。	103 ○
2	行政機関と工程調整が必要となった場合に、遅れを発生させることなく工事を完成させた。	104 ○
3	特定建設作業（騒音規制法及び振動規制法が定める一定規模以上の作業）を休日や夜間に行わなかった。または休日や夜間に行う特定建設作業の期間が最小となるように工程を調整した。 特定建設作業に該当しないように低騒音・低振動の機械を使用したこと、休日や夜間を避けるように工程調整を行ったこと、休日や夜間に作業したとしても、その期間を最小に抑えたことを評価する。	105 ○
4	工程管理に不備がなかった。	106 ○
5	災害復旧工事のほか、標準的な工期より短い工期が設定された工事を予定通り完成させた。 災害復旧工事は該当する。災害復旧工事以外でも、タイトな工程管理が求められる工事は対象となる。	107 ○
6	施工箇所が広範囲に点在している工事（施工場所が3箇所以上あり、それらの間隔が直線距離で100mを超えるもの）を、遅延なく完成させた。	108 ○
7	現場閉所による週休2日（4週8休以上）を達成した。 月単位の現場閉所率が28.5%以上であることが休日取得計画表が提出され、確認できる。「週休2日」試行工事でなくてもよい。	109 ○

総括監督員	6社会性等	地域への貢献等
1		
<p>●評価対象項目 加減点=10点×該当項目数÷全項目7 ※地域貢献活動は受注者の自主的な活動であるから、発注者側から強要するようなことはあってはならない。</p>		1782 ○
1	<p>工事現場周辺(現場と同じ大字(市内の場合は町)の範囲をいう。以下同じ。)の共有用地や共有施設(学校、バス停を含む)の整備や修繕等を行った。 1回でよい。</p>	1783 ○
2	<p>工事現場周辺で一般向けの憩いのサービスを提供した(トイレの開放、観光案内、木陰のベンチほか)。 負担の少ないものでもよい。</p>	1784 ○
3	<p>当該工事に関する広報(SNSによる電子版を含む)を行った。 スマホ版でもよい。自社のPRを兼ねてよい。</p>	1785 ○
4	<p>工事現場周辺で、除草又は清掃等の美化作業を行った。 道路に限らない。1回でよい。</p>	1786 ○
5	<p>工事現場周辺の地域の行事に参加若しくは協賛し、又は準備の支援をした。 小規模の行事でよい。手伝いでもよい。1回でよい。</p>	1787 ○
6	<p>工事現場周辺の地域がかかえる課題に対して協力活動を行った。災害救援活動(降灰、積雪を含む)、環境保全活動(生態系保全のための外来動植物の駆除を含む)、集落支援活動その他。 ①活動はハード(機材)、ソフト(人的)を問わない。1回でよい。②かごしまエコファンドを活用したカーボンオフセットの実施は環境保全活動として評価する。【三部総括工事監査監通知(R元.12.16)】</p>	1788 ○
7	<p>指定主要資材7品目に該当する資材はすべて県産資材を使用した。 ①指定主要資材7品目(レディミクストコンクリート、コンクリート二次製品、石材類、アスファルト合材、木材、樹木、野芝)のうち、いずれかを使用する工事において、指定主要資材はすべて県産資材を使用した。②県産資材以外の資材については、県内で産出、生産または製造されていない製品に限り、県内に本店を置く資材業者から調達した。</p>	1789 ○

7法令遵守等	法令遵守等	総括監督員
1		
	●評価対象項目	1790 ○
	評定点合計に対する減点は下記のとおり。	
1	指名停止3ヶ月以上 -20点	1791 ○
2	指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満 -15点	1792 ○
3	指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満 -13点	1793 ○
4	指名停止2週間以上1ヶ月未満 -10点	1794 ○
5	文書注意 -8点	1795 ○
6	口頭注意 -5点	1796 ○
7	工事関係者事故又は公衆損害事故が発生したが、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 「工事事故に関する評定基準」(H29.1.1)が定める減点による。	1797 ○
8	その他	1798 ○
9	項目該当なし	1800 ○
10	※総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。	1801 ○
11	【上記で評価する場合の適応事例】	1802 ○
12	1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。	1803 ○
13	2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。	1804 ○
14	3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。	1805 ○
15	4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。	1806 ○
16	5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。	1807 ○
17	6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。	1808 ○
18	7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。	1809 ○
19	8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。	1810 ○
20	9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。	1811 ○

考查項目別運用表	考查項目順（上段:新規定 下段:運用）	連番 改定
21	10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。	1812 ○
22	11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。	1813 ○
23	12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。	1814 ○
24	13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記載されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。	1815 ○
25	14. 安全管理が不適切であったことから、工事関係者事故又は公衆損害事故を起こした。	1816 ○
26	15. 総合評価落札方式工事の配置技術者がやむを得ない理由で途中交代し、配置予定技術者の能力加算点を満たさない場合は、5点減点する。 評価項目「8 その他」で5点減点する。	1817 ○
27	16. 総合評価落札方式工事において、技術資料で建設キャリアアップシステムの運用を誓約し、実際に履行していることが確認できない場合は、2点減点する。 評価項目「8 その他」で2点減点する。	1818 ○
28	17. 発注者指定型のICT活用工事において、やむを得ない理由以外でICT活用工事の全ての施工プロセスの採用ができなかった場合は、2点減点する。 評価項目「8 その他」で2点減点する。	1819 ○
29	18. 総合評価落札方式工事において、技術資料で登録基幹技能者の活用を誓約し、実際に履行していることが確認できない場合は、2点減点する。 評価項目「8 その他」で2点減点する。	1820 ○
30	19. 発注者指定型の週休2日試行工事において、施工計画書提出時に提出された工程表が明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合、または、受注者の責により確保できない場合は、2点減点する。 評価項目「8 その他」で2点減点する。 発注者指定型の週休2日試行工事(4週8休以上)において、週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合、または、受注者の責により確保できない場合は、2点減点する。	1821 ○